

介護報酬改定等の 留意点

長岡京市高齢介護課・地域福祉連携室



目次



- 令和 8 年度介護報酬改定について
- 本市の運営における指摘事項に係る留意点について
- 令和 6 年度介護報酬改定について

令和8年度介護 報酬改定について

- 介護職員等処遇改善加算の拡充（令和8年6月1日より）
 - ①対象を介護職員だけではなく介護従事者へ拡大
 - ②生産性向上や協働化への上乗せの加算区分を設ける
 - ③訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。
- 食費、居住費の見直し（令和8年8月1日より）

食費の基準額及び負担限度額の見直しがある。

※別添、厚労省資料参照



介護職員等処遇改善加算の拡充①（令和8年6月1日より）

- ① 介護職員のみならず、**介護従業者を対象に**、
幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施

処遇改善加算について、介護職員のみから**介護従事者に拡大**する

介護職員等処遇改善加算の拡充②（令和8年6月1日より）

② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する 上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）

令和8年度特例要件を満たし、加算Ⅰ□・Ⅱ□へ

or

キャリアパス要件Ⅳ＋職場環境等要件の更なる取り組みを満たし、加算Ⅱイへ

令和8年度特例要件は ア～ウ のいずれかを満たすこと

ア) 訪問、通所サービス等 → ケアプランデータ連携システムに加入 + 実績報告

イ) 施設サービス等 → 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得 + 実績報告

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

介護職員等処遇改善加算の拡充③（令和8年6月1日より）

- ③ 処遇改善加算の対象外だった訪問介護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する

令和8年度特例要件 or 処遇改善加算Ⅳの取得に準じる要件

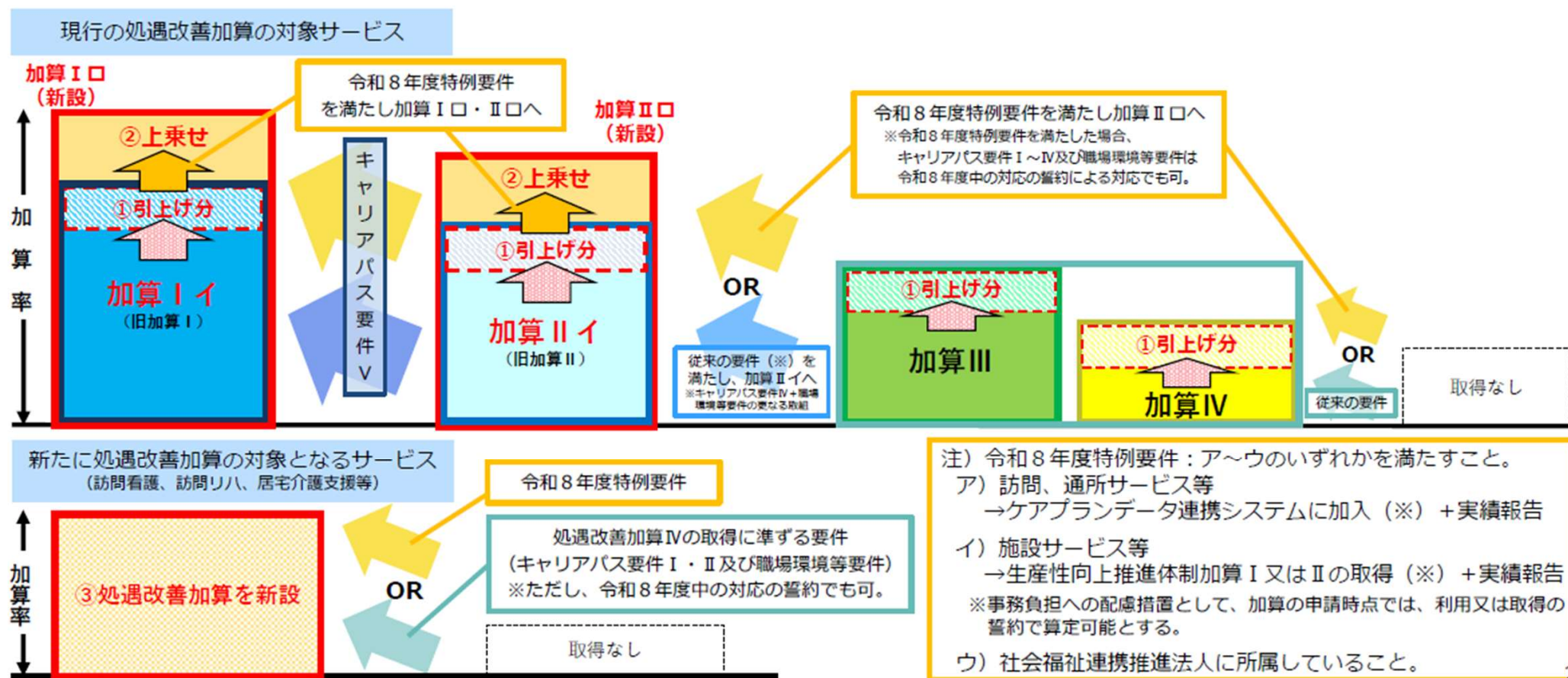
令和8年度特例要件は ア～ウ の いずれかを満たすこと

ア) 訪問、通所サービス等 → ケアプランデータ連携システムに加入 + 実績報告

イ) 施設サービス等 → 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得 + 実績報告

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

介護職員等処遇改善加算の拡充（令和8年6月1日より）



食費、居住費の見直し（令和8年8月1日より）

- ・近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、基準費用額（食費）を100円/日引き上げ、1,545円となる。
- ・負担限度額（食費）について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、利用者負担第3段階①の利用者は30円/日、第3段階②の利用者は60円/日引き上げる。

			基準費用額 (日額 (月額))	負担限度額 (日額 (月額)) ※短期入所生活介護等 (日額) 【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,545円 (4.7万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円 (1.8万円) 】	680円 (2.1万円) 【1,030円 (3.1万円) 】	1,420円 (4.3万円) 【1,360円 (4.1万円) 】
居住費	多床室	特養等	915円 (2.8万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	530円 (1.6万円)
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円 (2.1万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	530円 (1.6万円)
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円 (1.3万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
	従来型 個室	特養等	1,231円 (3.7万円)	380円 (1.2万円)	480円 (1.5万円)	880円 (2.7万円)	980円 (3.0万円)
		老健・医療院等	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)
	ユニット型個室の多床室		1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)
	ユニット型個室		2,066円 (6.3万円)	880円 (2.6万円)	880円 (2.6万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)

運営規定や重要事項説明書等の
変更が必要です

本市の運営指導 における指摘事 項に係る留意点 について

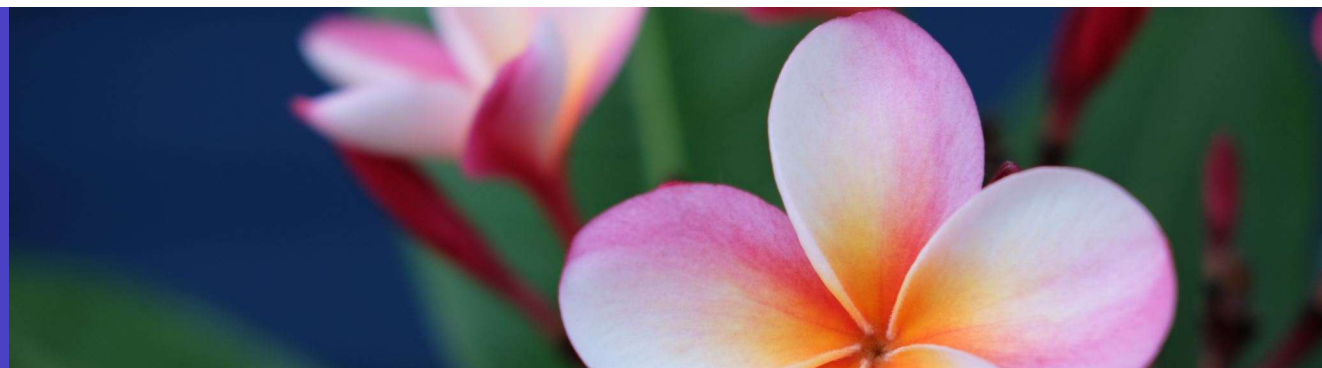
特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同 生活介護における福祉用具の費用負担について

ベッド等のサービスの提供上必要な備品は、施設側で整備されるものであり、入居者の心身の状況に応じて必要となった福祉用具は利用者の負担により提供させてはならないとされています。

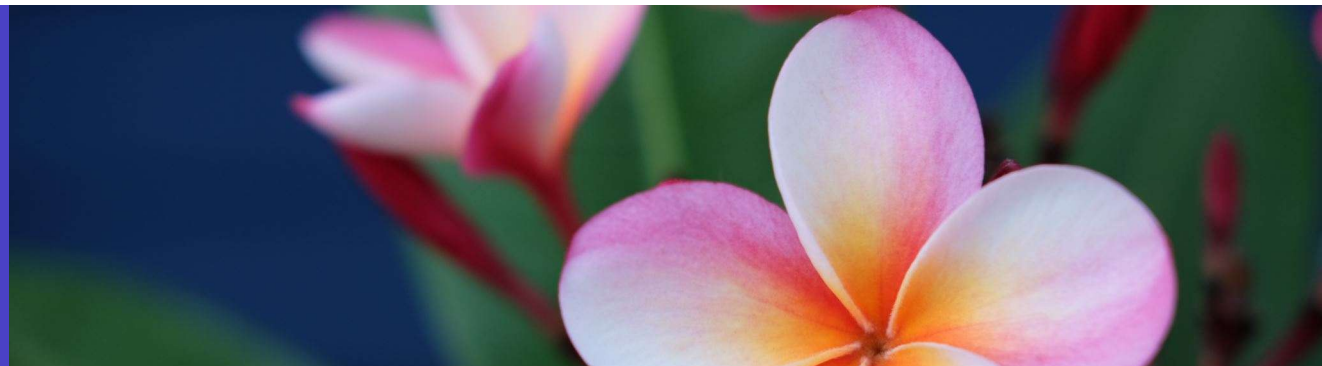
(平18解釈通知第の3五の4(6)②)

ベッド等の必要な備品は施設側で用意すべきものです。その上で、介護支援専門員等が行うアセスメントの結果、ベッドや車いす等の福祉用具が必要と判断した場合は、事業者の負担により介護サービスの一環として提供してください。

なお、利用者や家族の希望で特別なものを利用する場合は、個人の負担となりますが、利用者等と費用負担について協議し、その結果を文書で保存するようにしてください。



令和6年度介護 報酬改定について（再掲）



1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- （１）医療と介護の連携の推進
- （２）感染症や災害への対応力強化
- （３）高齢者虐待防止の推進
- （４）認知症の対応力向上
- （５）福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2 自立支援・重度化防止に向けた対応

- （１）リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- （２）自立支援・重度化防止に係る取組の推進

3 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりについて

- （１）生産性の向上等を通じた働きやすい職場づくりについて

4 制度の安定性・持続可能性の確保

- （１）評価の安定性・持続可能性の確保
- ・訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

医療と介護の連携の推進

協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応等を確認し、当該医療機関の名称や取り決め内容等を指定権者に届け出ること。（令和9年3月31日までの経過措置期間あり）

【義務付けの対象となるサービス】

（介護予防）認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

「介護保険サービス事業者の協力医療機関に関する届出について」

<https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000014805.html>

感染症や災害への対応力強化

- 感染症及び非常災害の発生時において継続的にサービスを提供するため業務継続計画を策定
- 研修及び訓練を年1回以上行う
※業務継続の観点から実施する
- 計画は定期的に見直しを行う

業務継続計画を策定していないもしくは、研修及び訓練を実施していない場合、**業務継続計画未策定減算**となる。

（施設・居住系サービス所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算）

（その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）

高齢者虐待防止の推進

- 虐待防止のための委員会を定期的に行う
- 虐待防止のための研修を年 1 回以上行う
- 虐待の防止のための指針を作成する
- 虐待防止のための担当者を置く

これらの措置を講じていない場合は、**高齢者虐待防止措置未実施減算**となる

(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の適正化の措置が講じられていない場合減算となる

- 身体拘束が必要な場合は記録する
- 3か月に1回以上、委員会を行う
- マニュアルを作成する
- 年2回以上、研修を行う

認知症の対応力向上

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

認知症介護基礎研修の受講

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない職員について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

（新規採用の場合は1年間の猶予期間中に受講）

利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、「固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖」が福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制の対象福祉用具となった。

6か月に1回、モニタリングを行いその結果を踏まえて福祉用具貸与計画を変更すること

【一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001303228.pdf>

生産性の向上等を通じた働きやすい職場づくりについて

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられた。

（令和6年度から3年間は経過措置として努力義務。令和9年4月からは義務となる。）

厚生労働省「介護分野における生産性向上ポータルサイト」

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置

事業主には、「職場におけるハラスメント」の防止のために雇用管理上の措置（方針の明確化・周知・啓発、相談体制の整備等）を講じることが義務付けられている。

書面掲示規制の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項については、原則として事業所内での書面掲示がもとめられているが、加えて重要事項等の情報をウェブサイト（法人ホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない